

民研だより

民主教育研究所
Research Institute Democracy and Education

No. 137

2018年9月10日

CONTENTS



- ◆ 「国の未来を切り拓く」教育 荒井文昭 1
- ◆ 子どもから学ぶこと 子ども研究委員会報告 松岡 元 3
- ◆ 教育のつどい2018in長野 レポート報告者から
記念講演・青木理「『憲法改正』が教育をこわす」を聴いて 小川修一 4
「環境・公害問題と教育」分科会に参加して 川尻剛士 5
「国民のための大学づくり」分科会にレポート参加して 滝口正樹 6
「ジェンダー平等と教育」分科会に参加して 茂木輝順 7
「思春期・青年期の進路と教育」分科会に参加して 鈴木博美 7
- ◆ 日誌と寄贈図書 8

「国の未来を切り拓く」教育

荒井文昭(首都大学東京)

「文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術及び文化の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツに関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする」。これは、1999年7月16日に制定された文部科学省設置法第3条第1項にある、文科省の任務に関する規定である。文科省の任務は現在、ここにあるとおり、人材育成などの施策の推進にあることが定められてしまっている。文部行政の任務はしかし、1949年5月31日に制定された文部省設置法第4条では、「一 教育委員会、大学、研究機関(略)その他教育に関する機関に対し、

専門的、技術的な指導と助言を与えること」、「二 民主教育の体系を確立するための最低基準に関する法令案その他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること」などが規定されているだけであった。現在の文部行政の役割は、人材育成などの施策推進にあるとされており、日本国憲法で規定されている「教育を受ける権利」を実現させていくために求められる教育条件整備の役割と矛盾するものとなっている。

また、教育委員会の役割も、学習する権利を生涯にわたって実現させていくための条件整備をすすめることではなくなりつつある。すなわち、学校教育内容に対する教育委員会の関与をより強くする一方で、逆に社会教育に対しては縮小

させていく政策が続いている。このことの一端は、2014年6月20日に改定された地教行法における教育長の服務規定にもすでに現れていた。教育長の服務は本来、基本的人権としての教育を受ける権利、すなわち住民が生涯にわたって自由に学ぶことのできる条件を整備することにあるはずのものであるが、現在の規定は「児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない」（地教行法第11条第8項）という規定となっており、生涯にわたる学習権を保障していくことに責任を負うことよりも、その役割を学校に特化させるかのようなものになってしまっている。実際に現在、中央政府のレベルでは、前号で朝岡幸彦さんが指摘していたとおり、文部科学省の組織改編によって社会教育課を廃止させ、さらに社会教育施設の所管を、教育委員会から首長部局などに移せることを可能とする法改定を準備しつつある。

あるいは、高等教育の無償化が2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージについて」に盛り込まれたが、対象となる大学などには、「①実務経験のある教員による科目の配置及び、②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していること」が義務づけられようとしている。こうした政策は、自由民主党内に設置された教育再生実行本部の第2次や第4次の提言の具体化であり、その目的は、各大学の教育内容の可視化、学生評価の適正化、教育・研究目標の数値目標化などによる「出口管理」など、「社会ニーズを反映した大学教育の質的転換」をめざした安倍政権による高等教育「改革」政策と結びつけられた側面をもっている。

これら、人権としての教育規定を変質させようとする諸政策は、日本国憲法第26条につきの

ように第3項を追加することにより完成してしまう。「全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」（2012年4月27日、自由民主党憲法草案第26条）。日本国憲法でこれまで定められてきた基本的人権としての教育を受ける権利、だれもが生涯にわたって自由に学習をする権利は、この第3項を新たに書き込むことによって、「国の未来を切り拓く」ためのものに組み替えられてしまう危険性が高まる。

生涯にわたって自由に学ぶことは、贅沢品などではない。だれもが自由に生きていくために、欠くことのできない基本的人権である。一人ひとりが自由に学ぶことは、結果として国家と社会が抱えている課題の解決に役立つとしても、教育の目的が「人材の育成」に設定されてしまうと、その学びは「国の未来」に名を借りた、だれかのための手段にされてしまうだろう。教育を受ける権利（＝学ぶ権利）が、「国の未来を切り拓く」ためのものに限定されてはならない。教育の目的とは何か、学ぶことの意味は何か、つねに子どもを含む住民と教育職員とのあいだで、繰り返し問い返されることが必要である。

季刊 人間と教育 99 2018年9月号
民主教育研究所
ぜひ購読を
市販しています 直接購読も可能
季刊
3月 6月
9月 12月
1190円+税
編集: 民主教育研究所
発行: 旬報社
99号・2018年9

子どもから学ぶこと

子ども研究委員会報告

松岡 元 (夜間定時制高校 教員)

夏休み恒例のNHKラジオ「子ども科学電話相談」。子どもたちの発想・質問力には驚きの連続で、時として笑いがあり、博識な回答者の説明の仕方や思いやり、やさしさには感動すら覚える番組である。しかし、時々もっと平易な言葉で説明できないかしら、これじゃ、おそらく、質問者の学齢未満者、あるいは学齢初期の子どもたちには理解できてないだろうと感ずることがある。にもかかわらず、司会者の女性が最後に「○○ちゃん分かりましたか？」と聞くと、ほぼ全員の子どもたちが「分かりました」と返答するのである。本当に分かっているなら問題はないが、日本(語)人は幼児期から、分かりませんと言わない躰、訓練、教育を受けてきたのではないかと感じてしまう。

さて、子ども研の対象は乳幼児から高校生までだが、7月の例会『「いじめ防止対策推進法」体制の批判的検討』は、毎回のことではあるが学ぶことが多い報告だった。レポーターはいじめの原因、背後にあるものを過度な競争とし、学力テストで上位を目指すために学校、教師、子ども間の競争を煽り、教員は多忙となり子どものストレスを強めていると糾弾している。また、いじめの定義を「子どもの同一集団内における相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的、あるいは集団的に他方に対して、精神的・身体的苦痛を与える人権侵害行為である」としたが、優位という言葉を探りいくつか発言があった。

- ・優位は結果である。なぜ優位に立ちたがるのか検証が必要。
- ・いじめ集団内では優位はオセロのようにひっくり返る。
- ・いじめられる側が心理的優位に立つこともある

等。

さらに、委員からこんな指摘もあった。「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持っている子どもなら、いたずらにいじめの加害に向かうはずはない。すなわち、規律、学力、自己有用感が大切なのです」。(国立教育政策研究所「いじめのない学校づくり」)。これに対し、自己有用感とは他人の役に立つ人材有用論であるから、自己肯定感が望ましいのでは？学術的に論文を書く場合は、文言の使い方にも潜心しなければいけないのかと感服した例会だった。

私の勤務する夜間定時制高校では殆どの生徒が大なり小なり問題を抱えている。小学校低学年から「分かりません」と言えないまま、置き去りにされてきたのではと思われるほど学力が身につけていない、また、自己肯定感の低い子どもたちの集団である。最も大きな共通集合は母子家庭と金銭的困窮の二つ。注意する親がいないからか、明け方までゲームに没頭し昼夜逆転の生活をしている生徒、働く意欲がない生徒もおり生活保護家庭のため親から働くなど言われている生徒もいる。

筒井康隆氏は「愛のひだりがわ」で親との縁薄い主人公にこう語らせている。「今の私を作ったのが今の社会であるのなら、今の私以上の私になって、この社会を、今の社会以上の、もっと良い社会に変えなければと、そう思ったのだった」。生徒を育てるにはどうしたらいいのか？同氏の小説「わたしのグランパ」は映画にもなっているが、あんな高齢者(主演は菅原文太)になれたらと思いつつ、子ども研に顔を出している。

みんなで21世紀の未来をひらく

教育のつどい



民主教育研究所の研究委員から「教育のつどい2018」に5本のレポート報告がありました。レポート報告の分科会名と報告者とレポートタイトルは、次の通りです。

第16「思春期・青年期の進路と教育」分科会に鈴木博美さんが「次期学習指導要領を乗り越える『授業』の模索」、第17「ジェンダー平等と教育」分科会に茂木輝順さんが「中学校における性教育の現状と課題」、第22「環境・公害問題と教育」分科会に川尻剛士さんが「原子力関連施設立地地域と教育」、第26「国民のための大学づくり」分科会に滝口正樹さんが「学生たちの”声”を聴き取るなかで教えられた教師教育実践の課題」と小川修一さんが「子どもと創る学びを切り拓く教職授業論(Ⅳ)」です。

以下、レポート報告してくださった5人の研究委員の方々



青木理 「『憲法改正』が教育をこわす！」を聴いて

小川修一（教育課程研究委員会）

日本は、一度も 自分たちで

民主主義を 勝ち取ったことはない！

青木理・講演『『憲法改正』が教育をこわす！

ー ジャーナリズムの視点から』は、信州大学生と新婦人会員の質問に応える形で進められた。「憲法改正と教育」問題では、自民党の改憲草案と戦前の『国体の本義』とを重ねて読み取ることが大事である、と指摘した。つまり、安倍首相の「コア」な支持層である「日本会議」の主張が背後に「ある」ことを認識しておくことであると、力説された。

今日の情勢に至った歴史的な分析と民主主義が育つ要因を解明することである。15年戦争に至った分析とその要因究明を曖昧にしてきた日本に対し、かつて韓国大統領・金大中は、民衆のパワーで「日本は、一度も自分たちで民主主義を勝ち取ったことはない」と指摘したという。

この指摘を真摯に受け止め、グローバルな平和・民主主義を追求する国民的な世論形成が求められる。

「モリカケ」問題の報道をめぐって……

幼児に「教育勅語」を暗記させたり、「安倍首相、頑張ってください」と叫ばせた森友学園。大阪の「日本会議」の役員をされていた籠池さんのキャラクターがテレビを観る人たちの関心を引きつけた。加計学園問題よりも大幅な視聴率を獲得したとのこと。

これら「モリカケ」問題は、日本の政治情勢と国政の私物化を描き出した。しかも、官僚を思いのままコントロールし、彼等に「忖度」政治を強要する結果となったのである。こうした背景をあぶり出し、露出させることがメディアの役割のハズだった。にも拘らず、安倍首相をして、あれだけのことをしたのに「アウトにできない」メディア界の実相は……。何故なのか？！ ジャーナリズムが

死んでしまうと、訴えた。

**「正直」「公平」が、
争点となった自民党・総裁選挙**

間もなく、自民党の総裁選挙が始まる。安倍晋三に対し石破茂が対抗する。石破の対抗軸は「正直」「公平」だという。いかにも「不正直」「不公平」が蔓延している日本であるかのようだ。

こうした価値観が問われ、競い合う選挙戦。政治的な理念を語り、日本の将来を切り拓く路線を語るのではなく、ごくごく“当り前”で何人も共有すべき道徳観が争点になっている。何と表現したらよいのか……？ と、つぶやいていた青木さんでした。

「環境・公害問題と教育」分科会に参加して

川尻剛士（「環境と地域」教育研究委員会）

筆者は「環境・公害問題と教育」分科会（8月18日19日開催）に民主教育研究所のレポーターとして参加した。今年の分科会では次の三つのレポートが発表された。(1) 石田達郎（大阪・高校）「高等学校設定科目「ひとと環境」」、(2) 石川伸次（長野・高校）「環境が及ぼす発達障害について」、(3) 川尻剛士（民主教育研究所）「原子力関連施設立地地域と教育：下北半島をめぐる」である。

今回の分科会は、環境・公害問題の教育をめぐる、公害教育の教育的価値の継承としての環境権認識とともに、学習者の参加と自治を促しながら、より良い環境に作り替えていく主体を育てる主権者教育について深め、交流する活発な議論を参加者全員で行っていくことが目指された。

二日間の実践報告と全体討議を振り返ると、こんにちにおいて環境・公害問題と向き合う教育を進めていく上で、そこには教師をめぐる二つの難しさが存在していると思われた。すなわち、(1)環境・公害問題に気づくことの難しさ、(2)そのことを他者と共有しながら社会参加へつなげていくことの難しさ、である。

一点目の環境・公害問題に気づくことの難しさは、その前提に、環境・公害問題を「なかったこと」にする力学がある。当日は各参加者の持ち場の事例——福島第一原発事故、イタイイタイ



病、農薬問題など——を通してそのことが指摘された。そうした力学は「絶えず環境・公害問題を周縁化の再生産に陥らせ、問題を絶えず非当事者化／他人事化していく」（安藤共同研究者）。私たちはそうした力学にいかに対抗することができるだろうか。

二点目の環境・公害問題の気づきを他者と共有しながら社会参加へとつなげていくことの難しさは「教育二法制定以来の課題」（大森共同研究者）である。とはいえ、本分科会は公害教育を主権者教育として進めていくことを目指している。その際、まず何よりも問われるのは、主権者教育を進める教師自身が主権者（市民）としての自覚に目覚めているか、主権者としての権利の行使に関する具体的な認識と経験を豊かに有しているかどうかである。そのことに向けて本分科会ではより一層、いかにして教師が学校外の市民活動にかかわることができるのかを検討しなければならないだろう。今後の大きな課題である。

以上の二つの難しさと向き合い、解いていくこ

とは「(抵抗する環境権)から(参加と自治の環境権)へ」(関礼子)とさらに発展させていくためには不可欠の課題である。

最後に、今年度はレポーターが3名と、おそらく過去最小規模の分科会となった。本分科会はその前身「公害と教育」分科会(1971年設立)以来、全国各地の環境・公害問題、またそれと向き合う教育実践を報告し合うことで、各自・各

地域の到達点と課題を確認し合う拠点として重要な役割を果たしてきた。だが、今年度は、本分科会の維持そのものが、環境・公害問題を「なかったこと」にする力学に晒されていることを強く自覚せざるをえなかった。

私たちの生きる現在が、ポスト・フクシマの時代であることを再認識し、本分科会のさらなる充実を図っていくことが喫緊の課題である。

「国民のための大学づくり」分科会にレポート参加して

滝口正樹 (教育課程研究委員会)

8月17～19日に長野で開かれた教育のつどいの「国民のための大学づくり」分科会にレポート参加しました。中学校の現場教員だった頃は、社会科教育分科会などに何回もレポート参加してきましたが、昨年3月に非常勤教員を退職し、教師教育実践に軸足を移してから、大学での授業実践についてのレポート(タイトルは「学生たちの“声”を聴き取るなかで教えられた教師教育実践の課題」)を報告したのは初めてです。

また、この分科会は、とくに他の分科会の運営に携わっている大学教員が参加できないため、例年、参加者が非常に少なく、1日しか分科会を開けませんでした。今年度は大学入試改革と連動した「高大接続」問題や“大学版学習指導要領”とも言われている「教職課程コアカリキュラム」問題などの重要な問題が浮上してきたためか、1日目の参加者が延べ26人という画期的な人数となり、10年ぶりに2日目の午前中まで分科会がおこなわれました。

事前にエントリーしてあったレポートは2本しかなく、いずれも民研からの報告(小川さんと私)でした。しかし、例年、当日の持ち込みレポートが多く、今年度は、持ち込みレポートだけで1日目の議論が終了してしまい、2日目も持ち込みレポ

ートが2本あったため、すべてのレポート報告と討議の時間を平等に保障するという分科会運営の原則が守られなかったのは残念ですが、議論の中身は例年よりも“刺激的だった”(共同研究者の発言)ようです。私は、その議論のなかで、2014年頃から教育行政側が重要なキーワードの一つとして各種答申や新学習指導要領などで意図的に用いている「協働」という用語に対してもっと注意を払う(スルーしたり安易に使わず、「協同」や「共同」との違いを批判的に吟味する)必要があるのではないかという問題提起をしました。

このような、今日の大学を取り巻く政策状況を鑑みれば、今後、この分科会の果たす役割の重要性がより高まってくることは間違いありません。したがって、この機会に、もう一度この分科会の持ち方の抜本的な再検討が必要なのではないかと思えます。

また、民研としても、軍事研究開発をめぐる軍産官学の「連携・協働」を含め、「今日の大学政策問題」についての情報交換やそれへの対抗軸をより広く議論する場の設定を検討する時期にきているのではないのでしょうか。

「ジェンダー平等と教育」分科会に参加して

茂木輝順（「ジェンダーと教育」研究委員会）

私が「ジェンダー平等と教育」分科会に参加するのは、今回で4回目、レポートを発表するのは、3回目だ。残念ながら、今回は、都合がつけられず、金曜の全体集會も、日曜日の分科会2日目も参加できず、土曜日の分科会1日目のみに参加し、中学校を対象とした性教育の実態に関する質問紙調査の結果を発表した。

今回出席して、まずうれしかったのは、若手のレポーターが増えたこと。これまで私が報告した回ではすべて私が最も若いレポーターであったが、ついにそれを脱出できた。それよりもうれしかったのは、以下に紹介するように、それら若手のレポートがとてもすばらしかったことだ。

京都からの「男子高校生の性と向き合う」は、自慰・包茎・性器の大きさなど思春期の男子が悩みがちな事柄を学ぶ授業実践報告。包茎手術はほとんどの場合必要ないことや、自慰のメリットと留意ポイントを女性養護教諭が軽快な語り口で生徒とのやり取りのなかであっさり語る。授業の様子が目に浮かび、とてもさわやかな印象が残る報告であった。

東京からの「低学年におけるジェンダー指導

の実践」は、小学校2年生が「自分らしさ」を考える授業実践報告。Tシャツのデザインや好きな色を通して、性別に関わらず一人ひとりの好みを重視することの大切さを子どもたちが考える授業なのだが、オチが素晴らしい。授業者の男性教諭がピンクの花柄のTシャツをジャケットの下に着用しているのだ。そのTシャツを披露させられた子どもたちが、男がピンクを着てもいいんだ！と衝撃を受ける様子がありありと伝わってくる。

これらのレポートに共通するのは、私も子どものとき・思春期のときに、こんな授業を受けてみたかったという印象が残る授業実践であることだ。このような授業実践が積み重ねられていることを、本当にうれしく感じる。

若手の発表にとどまらず、ベテランの先生方のレポートからも安定感を感じた。分科会1日だけの参加であったが、私の大学での授業で取り入れてみたいと思った知見も得られ、収穫が多かった。

日曜日の分科会2日目にも、(私より)若手の魅力的なレポートがあったので、聞けなかったのは、本当に残念であった。

「思春期・青年期の進路と教育」分科会に参加して

鈴木博美（教育課程研究委員会）

それぞれのレポートが重要な問題提起をされ教育全体を考えることのできる分科会でした。私は家庭科から見える生徒たちの「生活」の様子を高校入学後すぐの「SNS・つながり依存」の授業から中学・高校生のSNS使用の実態や生徒の声、また2年次3学期の授業「労働問題と子どもの貧困」から、生徒たち自身も様々な困難を抱える中で、生徒の社会に対する意見などを紹介し、中学生・高校生の「生活」に即した授業のあ

り方や、指導要領を乗り越える3年間の「学び(教科)」や「教育課程」のあり方を教科、学校種をこえて、参加者の方々と考える機会にしたいとの思いで報告しました。討論の時間が充分とれなかったのも少々残念でした。しかし今後も機会があれば、家庭科の「授業」や家庭科から見える生徒の姿や声などを発信し、生徒の生活の現実に即した「授業」や、私たちの手で創る「教科」や「教育課程」のあり方を考えたいと思います。

民研日誌 6～8月

- 6月 1日 三役・事務局会議
6月 2日 子ども研究委員会
フォーラム「学校教育とセクシユアリティ
～多様な性と教育にどう向き合うか～」
6月 5日 中等教育研究委員会
6月 7日 つどい実行委員会
つどいフォーラム打ち合わせ
6月 9日 フォーラム「3.11から7年 復興教育と心の
ケアと地域づくりへの挑戦から学ぶ」
6月10日 民主教育研究所第50回評議会
『人間と教育』98号発行
6月11日 「民研だより」136号発行
6月15日 『人間と教育』編集会議
6月16日 教育課程研究委員会
6月18日 小中一貫教育研究会
6月20日 道徳教育プロジェクト
6月23日 子ども全国センター総会
京都教育センター拡大運営委員会
高校教育研究委員会総会
6月25日 教育行財政研究委員会
6月28日 三役・事務局会議
7月 2日 「ジェンダーと教育」研究委員会
7月 6日 平民研監査
7月13日 子ども全国センター幹事会
7月14日 第1回運営委員会
フォーラム「発達障害がある子どものいる
通常学級の実践と学級づくり」
7月17日 中等教育研究委員会
7月19日 『人間と教育』インタビュー
7月20日 歴史教育者協議会第70回全国大会への
メッセージ
『人間と教育』編集委員会
7月21日 教育課程研究委員会
7月28日 「環境と地域」教育研究委員会
子ども研究委員会
7月30日 教育行財政研究委員会
民主教育研究所顧問会
8月 1日 中等教育研究委員会
8月 8日 小中一貫教育研究会
『人間と教育』インタビュー
8月 9日 『人間と教育』校正
8月13日 母親大会へのメッセージ
8月17日 自治労連第40回定期大会へのメッセージ
第23回登校拒否・不登校問題全国のつどい
in大阪へのメッセージ
～19日 教育のつどい2018
8月21日 教育課程研究委員会
8月22日 『人間と教育』出張校正
8月26日 『人間と教育』座談会

寄贈図書・資料 6～8月

- ◆ 九条の会 飯田洋子 花伝社
- ◆ 性教育はどうして必要なんだろう？
浅井春夫・良香織・鶴田教子 大月書店

民研フォーラム

教育専門職・労働者の働き方は
どうあるべきか
— 「働き方改革」の検証 —
10月27日(土) 13:30～
エデュカス東京

民研 第27回全国教育研究交流集会
第49回京都教育センター研究集会

憲法を生かし
教育研究・実践の自由を
すべての子ども・若者に学ぶ希望と喜びを
2018年12月22日(土)・23日(日)
京都教育文化センター

賛助会員 加入のお願い

民主教育研究所は

全日本教職員組合の組合員と賛助会員によって、財政が支えられ運営されています。真理と真実に基づき、研究を通して広く教育に携わるものの実践を支え励ます拠点として、1992年に設立されました。8つの研究委員会と「道徳教育プロジェクト」によって、研究が進められ、研究と実践をまとめた『年報』や季刊『人間と教育』を発行しています。

季刊『人間と教育』は

第99号 2018年9月 特集 憲法と民主主義を学校に
高校新学習指導要領を読み解く
第98号 2018年6月 特集 焦点としての「家族」
今日の国家・社会・教育変化にどう対抗するか
賛助会員になると

季刊『人間と教育』、『民研だより』(年4回)が無料で自宅に郵送されます。民研発行の書籍を各1冊、半額で購入できます。

民研だより No.137 2018年9月10日

発行 民主教育研究所 発行責任者 梅原利夫

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1

全国教育文化会館 5F

TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org HP https://www.min-ken.org